令和4年第2回瑞穂市議会定例会会議録(第5号)

令和4年6月24日(金)午前9時開議

議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案第40号 瑞穂市税条例等の一部を改正する条例について

日程第3 議案第41号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第42号 瑞穂市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部

を改正する条例について

日程第5 議案第36号 第四次瑞穂市行政改革大綱について

日程第6 議案第44号 令和4年度瑞穂市一般会計補正予算(第3号)

日程第7 議案第45号 令和4年度瑞穂市一般会計補正予算(第4号)

日程第8 議案第46号 令和4年度瑞穂市水道事業会計補正予算(第2号)

日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第10 常任委員会の閉会中の特定事件(所管事務)の調査の件

日程第11 議会基本条例推進特別委員会の中間報告の件

日程第12 議会基本条例推進特別委員会の部会設置の件

日程第13 議員派遣について

〇本日の会議に付した事件

日程第1から日程第13までの各事件

追加日程第1 発議第3号 二元代表制の尊重を求める決議

〇本日の会議に出席した議員

1番	広	瀬	守	克	2番	藤	橋	直	樹
3番	若	原	達	夫	4番	北	Ш	静	男
5番	関	谷	守	彦	6番	森		健	治
7番	森		清	_	8番	馬	渕	ひろし	
9番	松	野	貴	志	10番	今	木	啓-	一郎
11番	杉	原	克	巳	12番	棚	橋	敏	明
13番	庄	田	昭	人	14番	若	井	千	尋
15番	広	瀬	武	雄	16番	若	園	五.	朗
17番	松	野	藤□	回郎	18番	藤	橋	礼	治

〇本日の会議に欠席した議員(なし)

〇本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市	長	森		和	之	副市長	椙	浦		要
教 育	長	服	部		照	企 画 部 長	山	本	康	義
総務部	長	石	田	博	文	市民部長	棚	橋	正	則
健康福祉部	『長	佐	藤	彰	道	都市整備部長	桑	原	秀	幸
調整	監	宇	野	真	也	環境水道部長	矢	野	隆	博
教育委員事 務 局	会長	広	瀬	雅	人					

〇本日の会議に職務のため出席した事務局職員

 議会事務局長
 久野秋広
 書記
 記 河野和泉

 書記
 広瀬潤

開議の宣告

○議長(若井千尋君) おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 諸般の報告

○議長(若井千尋君) 日程第1、諸般の報告を行います。

1件報告します。

本日、市長から議案第45号令和4年度瑞穂市一般会計補正予算(第4号)及び議案第46号令和4年度瑞穂市水道事業会計補正予算(第2号)の2議案が提出され、受理しましたので、後ほど議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第40号から日程第4 議案第42号までについて (委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長(若井千尋君) 日程第2、議案第40号瑞穂市税条例等の一部を改正する条例についてから日程第4、議案第42号瑞穂市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題とします。

これらについては、文教厚生委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長 森健治君。

○文教厚生委員長(森 健治君) ただいま一括議題となりました3議案について、会議規則第 39条の規定により、文教厚生委員会の審査の経過及び結果について報告します。

文教厚生委員会は、6月15日午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催しました。6名 全員の委員が出席し、執行部から、市長、副市長、教育長、所管の部長及び課長の出席を求め、 議案について補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第40号瑞穂市税条例等の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、改正は確定申告の際に説明はされているのかとの質疑に対し、今回の改正は令和4年の確定申告に反映するものであるため、関係する事項については広報等、もしくは会場での案内をする予定であるとの答弁がありました。その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第41号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを審査しました。 執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、減免の内容は変わらず、期間を延 長されたということでよいかとの質疑に対し、そのとおりであるとの答弁がありました。

また、令和3年度と2年度の実績を教えてほしいとの質疑に対し、3年度は減免申請件数は37件、減免額は325万7,700円になる。2年度は減免申請件数は86件、減免額は1,622万円であるとの答弁がありました。

また、3年度申請件数が減った理由としては、新型コロナウイルス感染症の影響はあるのかとの質疑に対し、書類等を確認すると、新型コロナウイルス感染症により収入が減少して、給付金等で維持していた方が30件ほど該当していると思われるため、新型コロナウイルス感染症の影響を受けての申請ということで対応しているとの答弁がありました。

さらに感染症の影響により、一定程度収入が下がった方々等に対しての一定程度とはどの程度なのかの質問に対し、本年の見込みで前年の30%下がった場合であるとの答弁がありました。 さらに1件当たりの減免額が3年度と2年度とで10万円のギャップがあるが、どんな要因があるのかとの質疑に対しては、収入の下落の差だと考える。収入の度合いにより減免申請が変わっていると認識しているとの答弁があり、収入については自己申告になるのかとの質疑に対しては、自己申告になる。収入がどうであったか、減少しているのであれば、本人申請で手続を取らせていただいているとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第42号瑞穂市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改 正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、派遣会社との契約により長期契約でも別のALTが来るということもあると思うが、仕様書等でどのように求めているのかとの質疑に対し、過去には優秀なALTを確保するのに大変苦労をしたということがあったが、現在はしっかり研修を受けた質の高いALTを派遣してもらっているとの答弁がありました。

また、小学校1年生からALTの教育を受けるという、その施策に踏み切った背景、メリットやデメリットを詳しく説明願いたいとの質疑に対し、幼少期から英語になれ親しむということに重きを置いており、外国人、ALTと感覚的に触れ合うということで、子供たちにとってはメリットであると考えている。年間25時間という負担とならないカリキュラムを組んでいるとの答弁がありました。

また、契約は業者とだが、ALTの評価は駄目だったというときのフォローはどう考えているのかの質疑に対し、学校教育課の担当者と契約業者の担当者と連携を図り、ALT自身の評価などを共有しながら、質の高いALTを確保できるよう業者にお願いしている。3年間子供たちや先生が同じALTで安心して接することができるような状況の継続を業者に依頼してい

きたいと考えているとの答弁がありました。

さらに、ALTの向き不向きがあると思うが、実際に教育現場に出向いてALTが指導助手として向いているのか確認することはしているのか。3年契約したらそのままでいくのか。また、ALTが向いているかどうかは誰が判断するのかとの質疑に対し、学校教育課の英語教育担当者が各学校の代表者と会議を行い、ALTを含めた各学校での実際の授業を複数で見合い、授業の評価をしながら、ALTの確認を行っている。ALTの制度や課題については、学校教育課と業者で共有しているとの答弁がありました。

さらに、再更新はあり得るのかとの質疑に対しては、3年以内としており、また複数の業者によるプロポーザルを行い、学校のニーズがあるから、来年も同じ業者ということではなく、公平性を持って対応していきたいと考えている。ALTについては、ふさわしくないと判断すれば、年度の途中であっても業者にお願いし、入替えも可能である。また、業者も定期的に授業の様子を見に来てチェックをし、指導の強化もするという体制もできているため、理解していただきたいとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、文教厚生委員会の委員長報告を終わります。令和4年6月24日、文教厚生委員会委員長 森健治。

○議長(若井千尋君) これより、議案第40号瑞穂市税条例等の一部を改正する条例についての 委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(若井千尋君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

〇議長(若井千尋君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決では、起立採決と併せて採決システムを使用し、賛成または反対のボタンを押していた だきますようお願いします。

これから議案第40号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(若井千尋君) 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第40号は委員長報告のとおり可決とされました。

これより、議案第41号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(若井千尋君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長(若井千尋君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

〇議長(若井千尋君) 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第42号瑞穂市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部 を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(若井千尋君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長(若井千尋君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方

は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(若井千尋君) 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第36号及び日程第6 議案第44号について(委員長報告・質疑・討論・採 決)

○議長(若井千尋君) 日程第5、議案第36号第四次瑞穂市行政改革大綱について及び日程第6、 議案第44号令和4年度瑞穂市一般会計補正予算(第3号)を一括議題とします。

これについては、総務委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。 総務委員長 庄田昭人君。

○総務委員長(庄田昭人君) おはようございます。

議席番号13番 庄田昭人、令和4年第2回定例会総務委員会委員長報告をさせていただきます。

ただいま一括議題となりました2議案について、会議規則第39条の規定により、総務委員会の審査の経過及び結果について報告します。

総務委員会は、6月16日午前9時30分から穂積庁舎議員会議室で開催しました。

6名全員の委員が出席し、執行部からは、市長、副市長、教育長、各部長、調整監及び所管の課長に出席を求め、補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案順に報告します。

初めに、議案第44号令和4年度瑞穂市一般会計補正予算(第3号)を審査しました。

本案については、他の常任委員会でそれぞれの所管部分について協議された結果、特に意見はありませんでした。

この議案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。 次に、議案第36号第四次瑞穂市行政改革大綱についてを審査しました。

この議案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。 以上で、総務委員会の委員長報告を終わります。令和4年6月24日、総務委員会委員長 庄 田昭人。

○議長(若井千尋君) これより、議案第36号第四次瑞穂市行政改革大綱についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

〇議長(若井千尋君) 17番 松野藤四郎君。

○17番(松野藤四郎君) おはようございます。

議席番号17番、立憲民主党の松野藤四郎でございます。

議案第36号第四次瑞穂市行政改革大綱について、2点お尋ねをしたいと思います。

1点目は、職員の定数管理。これは、女性等を登用するわけですけれども、最終的に女性は何割ぐらいになるのか。

それからもう一点は、働き方改革と人材育成。これは、昨日、今回の一般質問でもしました けれども、長時間労働の勤務の実態はどのようになるのか。それから有給休暇の取得状況、こ れについての市の考え方、そこら辺についてお尋ねしたいと思います。

- 〇議長(若井千尋君) 庄田昭人君。
- ○総務委員長(庄田昭人君) 松野議員からの質疑であります。

第四次瑞穂市行政改革大綱についてという質問でありました。また人材育成、働き方改革についてという2点であったと思いますが、市の意見はということでありますので、当委員会としてはそのようなことは報告すべきことではないと思いますので、よろしくお願いします。

[挙手する者あり]

- 〇議長(若井千尋君) 松野藤四郎君。
- **〇17番(松野藤四郎君)** どのような話をされていた。その実態を聞きたいと思います。
- **〇議長(若井千尋君)** 総務委員長 庄田昭人君。
- ○総務委員長(庄田昭人君) 松野議員の委員会の中でどのような話合いがされたかということでありますが、第四次瑞穂市行政改革大綱について、資料36-1、36-2、この資料を基に説明を受けましたが、協議されておりませんので、報告すべき事項はありません。
- ○議長(若井千尋君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(若井千尋君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

- 〇議長(若井千尋君) 5番 関谷守彦君。
- ○5番(関谷守彦君) 改めまして、おはようございます。

議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長の許可をいただきましたので、この議案第36号第四次瑞穂市行政改革大綱について、反対討論をさせていただきます。

私は、8日の総括質疑において、幾つかの事項について質問をさせていただきました。

1つは、市民参加と協働のまちづくりの推進、これが今回削除されていることについてはなぜなのか。2つ目には、財政の健全化について、数値目標を改革大綱、年度ごとの実施計画ということで掲げておられますけれども、その意義があるのか。そのほかにもネーミングライツ、会計年度任用職員、電子自治体の推進など、その他幾つかについて質問をいたしました。

これらについて、ぜひ総務委員会で議論されることをお願いしたところであります。しかし、 先ほど委員長報告がありましたように、特に質疑、討論なく採決されております。

私は、今回の行政改革大綱について、正直いろいろと考えさせていただきました。今の時代にこれがどのような意義があるのか。あるいは、もう少し視点を変えての見直しが必要ではないか、そんなことを感じさせられたものであります。

例えば、財政の健全化の推進の令和8年度目標、当初執行部からは前回の大綱と同様の目標数値が示されたと思いますけれども、標準財政規模に占める財政調整基金残高割合20%以上、財政力指数0.80、実質公債費比率3.0%、このような提案がなされたと推測しております。ところが、委員から財政力指数0.80について、これは総合計画の後期計画においては目標値0.77になっていますけれども、それと一致していないけれども、これでよいのかというような質問がなされました。それに対し、事務局からは、後期計画では令和7年度も12年度も0.77で推移する目標になっておりますということで、あっさり0.77に変更をする、訂正をするというような話がされて、今回の大綱にその数字が出されております。しかし、恐らく原案で0.80と出されたのが、実績自体が既に総合計画の目標値0.77を超えて、0.80に近づいているから、取りあえず前回と変えずに提案されたのではないかと勝手に推測をしておりますけれども、それをあっさり現状よりも低い目標数値に切り替えるのは、何のための数値設定であるのか、非常に理解に苦しむところであります。単に総合計画への数字合わせにしかなっていない。つまりは、何のための大綱をつくるのか。根本がはっきりしていないのではないか。そのように思わざるを得ません。

また、土地開発公社の存在についても議論されたようでありますけれども、結局は行政側の 考え方が変わっていているから、それに合わせて様子を見ましょうということになっているの ではないか。ここには、大綱としての自主性というか、自ら考える、そういった姿勢が見られ ていない。行政改革推進委員会そのものも形骸化してきているのではないでしょうか。

公共施設等総合管理計画が今年3月に改定されたわけでありますけれども、前回の第3次大綱においては、こういったことについては、説明会やワークショップを実施し、市民や施設利用者との合意形成に努めます、そのようなことが記載されております。ところが、今回この総合管理計画をつくるに当たって、それが実行されてきたのかどうか。第四次大綱ではそのことについては一切触れられていません。討議の中で委員から南部コミュニティセンターの歩行プールあるいはトレーニングセンターの廃止に関連して、同じような施設が市民サービスとして

利用されないようになっていくのが心配だ、そういった発言がなされておりました。それに対し、事務局からは歩行プール、あるいは総合センターの浴室の廃止については、費用対効果、平等性などを検討した結果という説明があって、施設利用者との合意形成を図っていなかったことについては一切触れておりません。

第三次大綱の答申では、諮問の内容に合わせ、十分な審議時間を取っていただきたい。大綱の進捗管理、終了時の検証を委員会と一緒に行い、次期計画に生かすこと、そういったことも述べられております。ところがこういった答申については、あまり十分に生かされておらず、推進委員会そのものが行政側の都合に合わせられている状況にあると言われても致し方ないのではないか。せっかくこの大綱作成のために多くの時間と労力を費やされた委員の皆さん、あるいは事務局の皆さんには非常に申し訳ありませんけれども、これらの事由をもちまして、今回の第四次行政改革大綱については反対をさせていただきます。以上です。

○議長(若井千尋君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長(若井千尋君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(若井千尋君) 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第44号令和4年度瑞穂市一般会計補正予算(第3号)についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

〇議長(若井千尋君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(若井千尋君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

〇議長(若井千尋君) 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第45号及び日程第8 議案第46号について(提案説明・質疑・討論・採決)

○議長(若井千尋君) 日程第7、議案第45号令和4年度瑞穂市一般会計補正予算(第4号)及び日程第8、議案第46号令和4年度瑞穂市水道事業会計補正予算(第2号)を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長 森和之君。

〇市長(森 和之君) 皆さん、おはようございます。

それでは、2件、追加議案の提案について説明させていただきます。

議案第45号令和4年度瑞穂市一般会計補正予算(第4号)についてであります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億6,759万5,000円を追加し、歳入歳出予算額の総額をそれぞれ201億7,704万5,000円とするものであります。

歳出の主なものとしましては、民生費で高齢者タクシー利用助成事業に178万4,000円、乳児子育で世帯に対して行うかきりん振興券の交付事業に682万円増額、衛生費では水道基本料金の免除に係る水道事業会計への繰出金に1億777万3,000円増額、商工費では原油価格高騰の影響を受ける市内中小企業等に対する支援事業に3,049万7,000円増額、教育費では給食事業費の賄い材料代の物価高騰影響分として1,933万5,000円増額するものであります。

歳入の主なものとしましては、国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(原油価格・物価高騰対応分)を1億6,620万9,000円増額するものであります。

次に、議案第46号令和4年度瑞穂市水道事業会計補正予算(第2号)についてであります。 地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、収益的収入及び支出の予定 額をそれぞれ6万1,000円追加するものであります。これは、コロナ禍における原油価格高騰、 物価高騰の影響を受けた生活者支援として水道料金の基本料金を免除するものであります。

以上、2件の追加議案につきまして、概要を説明させていただきました。よろしく御審議を 賜りまして、適切なる御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長(若井千尋君) これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前 9 時33分 再開 午前11時00分

○議長(若井千尋君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号及び議案第46号は、会議規則第37 条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(若井千尋君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題となっております議案第45号及び議案第46号は委員会付託を省略 することに決定しました。

これより、議案第45号令和4年度瑞穂市一般会計補正予算(第4号)の質疑を行います。 質疑はありませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(若井千尋君) 馬渕ひろし君。
- **〇8番(馬渕ひろし君)** 議席番号8番、新生クラブの馬渕ひろしでございます。

ただいま議題になりました議案第45号令和4年度瑞穂市一般会計補正予算(第4号)につきまして、質問させていただきます。

まず、この議案が本日上程をされて、本日質疑・討論・採決をするというふうに今し方決定 したところでありますが、私自身は議会運営委員会の委員ではございますが、議会運営委員会 の中でこのように審議時間が非常に短い、そして上程される前に事前に情報を調べたりとか、 そういった時間もない中、またこの議事運営として進めていくに当たって、議員としてもいろ んな調整とか、調べたりするという時間がない中、議決を求められるということにつきまして、 この第4号の補正予算が上程された経緯について、まずは御説明をいただきたいと思います。

- 〇議長(若井千尋君) 石田総務部長。
- ○総務部長(石田博文君) ただいまの議員の御質問にお答えいたします。

今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(原油価格・物価高騰対応分)ということで、国のほうから通知がございましたのが4月26日に決定して28日に通知がございました。26日には総合緊急対策として閣議のほうで決定しておりますが、その後、どのような内容を実施するのかということで、内部で協議をしてまいりました。なかなか時間が短い間で協議をしなければならないと。そして、できるだけ多くの市民の方にその部分につきまして薄く広くその恩恵を広げるということを考えまして検討しておりました。とてもこの4月28日という日にちでは、当初での上程は難しいという状況と判断いたしましたので、追加上程をさせていただくということで、何度か議会のほうにも御説明をさせていただいて、今回の上程となっ

ております。以上でございます。

[「議長」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(若井千尋君) 馬渕ひろし君。
- ○8番(馬渕ひろし君) ただいま御説明いただいたところでございます。

しかしながら、近隣市町とか全国の事例を見ても、この6月議会の初日から議案を上程してやっているところもあるということであります。これ、以前も私、申し上げたことがあるんですけれども、今後、こうした動きはあるだろう、続くだろうという予測は立てられるものではなかったかと。立てておいた中で、今度、こういうのがあったらこういうことに予算計上して、市民の皆様を救おうとか、状況というのは、コロナ禍であってもそんなに大きく変換しているものではないと思いますので、つぶさに市内の市民の皆さんの活動、企業さんの活動等をこれからしっかりと把握をしていけば、どういった業種にどういったことをやっていったらいいかということは事前に検討することができたんではないかというふうに思いますが、なぜこのような最終日に上程して最終日に質疑・討論・採決する、これは議会で決めたことでありますが、最終日に提出してくるという、委員会審査が急に議会運営が変わるというようなことにもつながることをされてこられたのか。そういったことで事前に検討してこなかったのかということ。検討し始めたのは4月28日の通知後なのかということを確認させていただきます。

○議長(若井千尋君) 馬渕議員に申し上げます。経緯は理解するところでございますが、議案 に対しての質問に限りたいと思いますが。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

- 〇議長(若井千尋君) 馬渕ひろし君。
- ○8番(馬渕ひろし君) 議案に対する質問を私はしておりまして、なぜかといいますと、この 議案をつくるに当たって、政策をつくった背景というものがございます。様々な方に幅広くと いうようなお考えでこの議案を提出されたと思いますけれども、別の施策というものも十分に 考えられる中で、なぜこの施策になってきたかということをこの議案に対して聞いておるわけ でございまして、ぜひともお答えをいただきたいと思っております。
- 〇議長(若井千尋君) 石田総務部長。
- ○総務部長(石田博文君) 議員御質問のあらかじめコロナ対策を考えておくべきではないかという御指摘でございますが、今回、新たな考え方が上がってまいりました。原油価格・物価高騰対応という視点で施策を進めるようにという通知があったのが、この4月28日ということになります。ですので、新たなことを考えていかなければならないということでございましたので、今回のような日程での上程となっております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

〇議長(若井千尋君) 馬渕ひろし君。

○8番(馬渕ひろし君) それではお聞きをしていきますけれども、今総務部長が御紹介された原油高騰に対する地方創生臨時交付金なんですけれども、地域の実情に応じて各自治体が予算を組んでもいいよというふうなことが示されています。

そこで質問しますが、いわゆる地域の実情、瑞穂市の実情に応じてということですが、瑞穂市の実情というのはどのように把握をしていらっしゃるのですか。今まで行ってきたコロナ対策、いろんな分野で行ってまいりましたけれども、それをしっかりと把握した上で、そして瑞穂市の実情に応じて予算を計上して事業を実施してほしいという国の通知でありますが、どのように瑞穂市の実情というのを把握し、そしてその中でこの補正予算に上げてきた事業がどういう方々に行き渡るものなのかという御説明をお願いします。

- 〇議長(若井千尋君) 石田総務部長。
- ○総務部長(石田博文君) 地域の実情に応じてということで、今回上げさせていただいておる ものが、地域の実情に合わせた形での事業だというふうに執行部としては考えております。

特に、上水道などにつきましては、広く浅く、本当に経済的に困ってみえる方がたくさん見えると思いますので、できるだけ多くの市民の方への対応をしていきたいという点から上げさせていただいております。

また、原油価格高騰によります影響を受けている中小企業などにつきましても、本当に原油 価格があっという間に10円から20円とどんどん上がっていっている状況ですので、その辺りに つきましても、苦しい中小企業の方への支援をしていきたいという形で、今回の事業の提案と なっております。以上でございます。

[「議長」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(若井千尋君) 馬渕ひろし君。
- ○8番(馬渕ひろし君) 今、ちょうどお話に出ましたので、水道の基本料金の無償化、期限付ではございますが、そういった予算の計上がされております。これは、基本料金は毎月880円ということで、2か月分払っているので、市民の皆さんは1,760円ということになっているかと思いますけれども、一月880円を半年間やるというふうに聞いております。約5,000円ぐらいの費用が、市民の皆さんの負担が減るということでありますけれども、これに1億7,100万ほどの予算がついております。これ、市民の皆様に5,000円ということであれば、市民の皆さんに5,000円、かきりん振興券で配るとか、そういったお考えが別案としてあったのか。そして、そうすることによれば、この水道料金を免除するということになると、家計としてはもちろん助かるんですけれども、それ以降の波及効果というのがなかなか難しいんではないかと私は考えます。その5,000円のかきりん振興券を配付することによって、またそれが商店に行き、商店がまた潤うという政策波及効果があるというふうに考えますが、なぜこの水道料金の基本料金を減免していくというふうな予算の提案になったのか。その経緯をお伺いします。

- 〇議長(若井千尋君) 矢野環境水道部長。
- ○環境水道部長(矢野隆博君) なぜ水道料金がということでありますが、現在、瑞穂市の行政人口、これは令和3年の末なんですが、5万5,080人となっております。そのうちの水道行政区内で水道を使っていただいている方が4万8,510名、87.4%、約9割弱の方が水道料金を使っていただいておりますので、9割弱といっても、残りの1割は井戸の方なんですけど、9割の方は経済的には負担が減るということで、今回水道料金を免除するということにいたしました。以上です。

[「議長」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(若井千尋君) 馬渕ひろし君。
- ○8番(馬渕ひろし君) あまたある施策の中で、なぜ水道料金の減免なのかということをお聞きしておるわけでありまして、これは、多角的な視点をもって考えなきゃいけないことだと私は考えておりますので、ぜひ副市長、新型コロナの特別委員会にもいつも御出席をいただいておりまして、こういう部内の調整を図っていただいていると思いますので、なぜ水道料金というものを、あまねく市民の方に恩恵があるという御説明がありましたけれども、私としては本当に困っている方とか、瑞穂市の実情に合わせて広く薄くではなく、もう少し焦点を絞った提案の仕方もあったのではないかというふうに考えるんですけれども、副市長のお考えをお伺いします。
- 〇議長(若井千尋君) 相浦副市長。
- **○副市長(相浦 要君)** 先ほど総務部長から、この審議に当たっては、各関係部署に今回の原油高における物価高騰ということを考慮して、いろんな案を出すように指示をさせていただきました。

その中で、振興券ですとかそういったポイントのものも検討はしてきましたけれども、本当に市民の方にすぐ届く、今回の物価高騰における軽減というようなことを考えますと、広く浅く考えると、やはり経費の分も含めて、水道料金の基本料金を免除するというところがより早くできるだろうということで、いろんな案の中からこれが一番今回の物価高騰における対応としてはいけるんでないかということで検討してまいりました。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

- 〇議長(若井千尋君) 馬渕ひろし君。
- ○8番(馬渕ひろし君) この議案に、上程された予算について細かくお聞きしますけれども、まずは、乳児用品等購入補助事業というもので、今年の1月から12月までに生まれるお子様、生まれた、もしくは生まれてくるお子様に対して1万円のかきりん振興券を配っていくというお話の御提案がありました。この提案につきまして、その中身でございますが、500万円のかきりん振興券を配付するのに186万円の経費をかけているということでありまして、まずこの

経費の割合が26%になるわけでございますが、この経費の内訳をまずお伺いします。

- 〇議長(若井千尋君) 佐藤健康福祉部長。
- **〇健康福祉部長(佐藤彰道君)** 御質問にお答えさせていただきます。

総額で682万円計上させていただいておりますが、まず消耗品といたしまして10万円、印刷 製本費といたしまして50万円、通信運搬費といたしまして52万円、あとアウトソーシング、行 政事務委託でございますが、こちらが70万円、あと扶助費といたしまして地域振興券分といた しまして500万円を計上させていただいておりまして、合わせて682万円ということになります。 以上でございます。

[「議長」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(若井千尋君) 馬渕ひろし君。
- ○8番(馬渕ひろし君) 内訳はそのようなとおりでございます。

さきの質問でも申し上げましたけれども、500万円配付をするのに186万円の経費をかけると。 この経費割合は26%ということでありますが、この経費について、妥当なものなのかという認 識をまず伺います。500万円配るのに対して186万円の経費をかけることについての認識につい てお伺いします。

- 〇議長(若井千尋君) 佐藤健康福祉部長。
- O健康福祉部長(佐藤彰道君) この予算を計上させていただく段階で見積り等を取らせていただきまして計上させていただきましたが、今後、契約するに当たりまして、いま一度職員でできる分は職員でやるとか、経費の削減に努めながら契約をしていきたいと思いますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

- 〇議長(若井千尋君) 馬渕ひろし君。
- ○8番(馬渕ひろし君) 行政手続上は問題ないと僕は思います。まあ、かかるんでしょう。しかしながら、ここ経費というものを少しでも減らして、予算を残しつつというふうな方法を別に考えられたのかということを伺いたいんですけれども、例えば転入してきてお子さんが生まれた方については、その転入届の窓口でお渡ししするということで、これは経費がかからないかなと思います。今まで生まれてきたお子様に配達記録等の郵便でお送りするということで、アウトソーシングの費用だとか郵送費とかかかって、あと業務委託もかかってくるわけでありまして、そこで、毎年赤ちゃん訪問というのを恐らくしていただいていると思いますが、そういったタイミングでお渡しに行く。これは、ただ渡すというだけの事務作業だけではなく、そこの赤ちゃんの様子を見に行くことができるわけですね。先日、文教厚生委員会のほうで、明石市のオンラインの視察ではございましたが、させていただきました。そのときには、月に2回おむつをお届けにいくと。これは生協さんに委託されておるそうですけれども、お届けに行

って、その赤ちゃんの様子やお母さんの様子、御家族の様子の把握に努めているというふうなお話を伺いました。そういった形で、こうした経費をなるべく少なくする、いわゆる業者の見積りを安くするとかそういうことではなく、そういったやり方の工夫によって、この500万円を配付するのに、かける経費を低減していただきたいなあ、低減することが必要ではないかなあというふうに思いますが、この辺についての見解をお伺いします。

- 〇議長(若井千尋君) 佐藤健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(佐藤彰道君) 議員のおっしゃるとおり、赤ちゃん訪問のときに配るということも、この事業を考える段階では検討させていただきましたが、やはり配る人が誰を配るのかというところになりまして、やっぱりある程度の知識を持った人が行って、いろんな相談を受ける必要がございますので、一般行政職員が行っても、やっぱり質問に答えられない部分がございますので、専門職の方は人数に限りがございますので、今回、この事業に関しましてはそこを見合わせまして、出生届を出された方は窓口に来ていただいて、その場でお渡しをして説明をするという方向でこの事業を考えさせていただきましたので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

[「議長」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(若井千尋君) 馬渕ひろし君。
- ○8番(馬渕ひろし君) 今、行政職員が届けるというふうにおっしゃられましたけれども、いわゆる保健師さんとかがやっていただいているようなことがありますね。そういったことの検討がされたのかというのと、あとは健診がありますよね、何か月健診とかですね。そういった場面でもお渡しできるということは、配付の方法として、経費を少なくする方法として検討がされたのかということをお伺いします。
- 〇議長(若井千尋君) 佐藤健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(佐藤彰道君) できるだけ安価にできるように、いろいろな方法を考えましたけれども、考えました結果、今回このように窓口で配付をさせていただくということに決めさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

[「議長」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(若井千尋君) 馬渕ひろし君。
- ○8番(馬渕ひろし君) これにつきましては、できるだけその500万円を配付するのにかける 経費が安くなるように、これまでも執行に当たってはそういうふうにしていただきたいなと思いますが、これに関連をいたしまして、こういった事業は今まで複数回行われております、コロナ禍に入ってから。現金10万円の支給もそうですし、行われています。そうしたところの、ここでこそデジタル通貨、地域電子通貨といいますか、キャッシュレスも進んでおりますし、マイナンバーカードも当市は全国平均を上回って四十数%あると。これはマイナポイントに上

乗せするということもできますよね。マイナポイントは様々なそれぞれの人が使っているキャッシュレスの決済に振り替えることができる、非常に使いやすいものだと思っていますし、これは行政の委託コストも非常に安くなると私は考えております。そういったことの検討がなされたのかということと、今後、こういった事業があった場合どうしていったらいいのかということを、これは副市長になるのかもしれませんが、お聞きをさせていただきたいと思います。

- 〇議長(若井千尋君) 相浦副市長。
- O副市長(相浦 要君) マイナポイントにつきましては、今、国の制度のほうで行われておりますけれども、やはり経費の面を考えると、そういったマイナポイントを使ってこういう制度がもし今後出てくるようであれば、その普及率等を見ながら検討していきたいと思っております。以上です。
- ○議長(若井千尋君) ほかに質疑ありませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

- O議長(若井千尋君) 12番 棚橋敏明君。
- ○12番(棚橋敏明君) 12番 棚橋敏明でございます。

大半のことを、今馬渕ひろし議員が御質問されましたもので、私のほうはほとんど中身が一緒でございますので、馬渕ひろし議員のお話になかった部分だけ聞きたいと思います。

まず、馬渕ひろし議員がちょっと勘違いして186万と言われましたが、これは182万だと思いますが、この中の通信費、そしてアウトソーシング。アウトソーシングと言われますとどこからどこまでがアウトソーシングなのかと非常に判断が難しゅうございますが、どうしても曖昧な部分はどうしてもアウトソーシングになってしまうのかなと思う部分があります。

それと同時に通信費52万円、簡易書留で送られて、500名の方だと思いますが、どうして52 万円になるのかなと、ちょっとこれ単純な質問を感じます。

それからもうあと一つですね。先ほど部長のほうからもおっしゃられましたほかにも方法が 実はあるんじゃないかという部分ですが、果たしてこれからそちらでさらにいいことを考えら れたときに、この配付の方法をやり替えること、また考え直すことができるのかどうなのか、 この3つの点、ちょっと教えてくださいませ。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(若井千尋君) 佐藤健康福祉部長。
- **〇健康福祉部長(佐藤彰道君)** まず1点目の郵送費につきましてでございますが、書留の料金 で対象件数で計上しておりますので、御理解いただけますようお願いいたします。

アウトソーシングにつきましては、チラシの印刷でございますとか、宛名シールの貼る作業 でございますとか、封入封緘などでございます。一連の封筒に入れる作業ということになりま すが、こちらに関しましても、いま一度仕様を見直しまして、発注のときにできる限り職員で やれることはやりまして、安価にできるように努めたいと思いますので、よろしくお願いをい たします。

配付方法の変更を今考えているかという御質問でございますが、この事業を行うに当たりまして、先ほど言われましたように、赤ちゃん訪問のときに配るでありますとか、そういったことも検討した結果、現在予定しております方法を選択いたしましたので、今回のこの件に関しましては、このままの方法でいかせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

[「議長」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(若井千尋君) 棚橋敏明君。
- ○12番(棚橋敏明君) となりますと、500名の方に送るんですよね、書留は。1,000名ですか。
- 〇議長(若井千尋君) 佐藤健康福祉部長。
- **○健康福祉部長(佐藤彰道君)** 予算上は945円の500件を計上させていただいております。

[「議長」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(若井千尋君) 棚橋敏明君。
- ○12番(棚橋敏明君) 945円ですね。簡易書留自体はお幾らですかね。
- 〇議長(若井千尋君) 佐藤健康福祉部長。
- **〇健康福祉部長(佐藤彰道君)** こちらに計上させていただいておりますが、945円ということで把握をして入力をしております。

[「議長」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(若井千尋君) 棚橋敏明君。
- ○12番(棚橋敏明君) じゃあ、私もちょっと調べてみます。そんなに高かったかなと思いますが。

それからアウトソーシングでございますが、どこの辺まで突っ込んでお話をしておられるのか。この70万というところにちょっと税金の無駄遣いといいますか、ちょっと詰めが甘いような気がしないではないんですが、かなり見積りとか取っておられるのか、どんな状態でございますか。よろしくお願いします。

- ○議長(若井千尋君) 佐藤健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(佐藤彰道君) 先ほども申し上げましたが、こちらに関しましては、業務の内容でありますとか、こういったことをやってほしいということをお伝えして、その上で見積りを取っておりますので、この金額が妥当であるとは認識しておりますが、繰り返しになりますが、いま一度見直しをいたしまして、職員ができるところは職員がやりまして、できるだけ安価になるように努めたいというふうに思っております。以上でございます。

[「議長」と呼ぶ者あり]

〇議長(若井千尋君) 棚橋敏明君。

- ○12番(棚橋敏明君) まずちょっと1つ戻りまして、書留郵送料ですが、本来の部分、そこに仮に印刷代とか封筒代とかあったとしても、プラス320円という御報告を今教えていただいたんですが、どうして九百何円までいくのか、非常に不可思議さを感じます。ちょっと御答弁をお願いいたします。
- 〇議長(若井千尋君) 佐藤健康福祉部長。
- **〇健康福祉部長(佐藤彰道君)** こちらを入力しました職員が調べて入力したというふうに思っておりますが、こちらの金額でということで認識をして入力をしておりますので、御理解いただきますようにお願いします。

[「議長」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(若井千尋君) 棚橋敏明君。
- ○12番(棚橋敏明君) 先ほど、この方法以外はもう変えないと、とにかくこれでいくんだと 先ほど部長はおっしゃられました。ということであれば、さらにそういった金額のところをも っと精査した上で、やはり議案として提出されるべきではなかったのでしょうか。あまりにも 納得できないといいますか、不可思議さを感ずる部分がありますが、それでもこのまま新たな 方法は取らずに、この書留で送ると、この方法を進めていかれるのか、再度お聞きいたします。
- 〇議長(若井千尋君) 佐藤健康福祉部長。
- **〇健康福祉部長(佐藤彰道君)** いろいろ検討した結果この方法を取らせていただきましたので、 先ほども申し上げましたように、人員の関係もございますので、今回はこの方法でやらせてい ただきたいというように思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

- 〇議長(若井千尋君) 棚橋敏明君。
- ○12番(棚橋敏明君) まず、通信費の52万、これすらが私は非常に不可思議さを感じます。 郵便料金というのは、各郵便局に当然掲示がございます。なおかつ、一般の方々も大概御存じ だと思います。そんな中、52万の根拠すらが、書留郵送料320円これにプラスアルファ仮にか かったとして、仮にそれが400円としても52万円、ここに非常に不可思議さを感じます。それ でもなおかつこのままやっていかれるということに対しては、非常に疑問を生じたまま、私自 身、質問を閉じさせていただきます。
- **〇議長(若井千尋君)** ただいまは質疑でございますか。質疑で終わるようにお願いいたします。
- ○12番(棚橋敏明君) 郵送料320円、そしてここでおっしゃられる九百幾ら、その格差、あまりにもここに大きな差があろうかなと思いますので、再度このことについて御説明を求めます。
- ○議長(若井千尋君) 佐藤健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(佐藤彰道君) 今回はこのように計上させていただきましたが、実際書留で送

ることになりますので、書留料金掛ける期間を区切ってこの期間に生まれた方に発送するということで進めたいというふうに思っておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長(若井千尋君) ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長(若井千尋君) 質疑なしと認めます。

[「議長、休憩動議」と呼ぶ者あり]

○議長(若井千尋君) 8番 馬渕ひろし君から休憩の動議が出ましたが……。

[「休憩」と呼ぶ者あり]

○議長(若井千尋君) 賛同者が出ましたので、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時32分

再開 午後2時16分

〇議長(若井千尋君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(若井千尋君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

議案第45号令和4年度瑞穂市一般会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(若井千尋君) 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第46号令和4年度瑞穂市水道事業会計補正予算(第2号)の質疑を行います。 質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長(若井千尋君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

〇議長(若井千尋君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

議案第46号令和4年度瑞穂市水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

〇議長(若井千尋君) 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

先ほど、16番 若園五朗君ほか2名から発議第3号二元代表制の尊重を求める決議の動議が 提出されました。この動議は、会議規則第15条の規定により、1名以上の賛成者がありますの で成立いたしました。

会議規則第20条の規定により、採決します。

本動議を日程に追加し、追加日程第1号として日程の順序を変更し、直ちに議題とすること に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(若井千尋君) 着席願います。

起立多数です。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1号として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることは可決されました。

追加日程第1 発議第3号について(趣旨説明・質疑・討論・採決)

○議長(若井千尋君) 追加日程第1、発議第3号二元代表制の尊重を求める決議を議題といた します。

本案について、趣旨説明を求めます。

16番 若園五朗君。

○16番(若園五朗君) ただいま議長より発議第3号二元代表制の尊重を求める決議について、 議案として上がりましたので、発議者として御説明申し上げます。

二元代表制の尊重を求める決議について。発議者、若園五朗、賛成者、庄田昭人議員、賛成者、杉原克巳議員。

上記の議案を、別紙のとおり瑞穂市会議規則第13条第1項の規定により、瑞穂市議会議長若井千尋様に提出いたします。

提出理由、瑞穂市議会として、市長及び執行部に対し機関意思を表明するものでございます。 決議文は次のとおりです。

二元代表制の尊重を求める決議。

令和4年度瑞穂市議会第2回定例会において、議案第45号令和4年度瑞穂市一般会計補正予

算(第4号)並びに議案第46号令和4年度瑞穂市水道事業会計補正予算(第2号)は、予定していた委員会審査が終了した後の最終日(令和4年6月22日)に追加上程された。

これまで、瑞穂市長は、令和元年6月議会においても会期中に追加上程議案として「議案第50号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について(その2)」を提出し、円滑な議事運営に支障を来している。

また、瑞穂市長は、令和4年3月議会においても会期中に追加上程議案として「議案第29号 瑞穂市教育長の任命について」を提出され、円滑な議事運営に支障を来している。

これに対して、瑞穂市議会は、令和元年6月議会において上程された、「議案第50号瑞穂市 非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について(その 2)」に対して、「議会が議案を慎重かつ適切に審議できるような提出方法に取り組まれるよ う強く要望する」旨の附帯決議を議決している。

また、令和3年6月議会においても、「発議第7号二元代表制の尊重を求める決議」を議決している。

瑞穂市議会基本条例には、「市議会と市長は、市民の意思を代弁する二元代表制の機関であり、それぞれの特性を生かして、お互いに競い合い、協力しながら、市政を担う両輪として市民の負託に応える責務がある。市長は、市政運営の最高責任者として予算、条例等を提案する強力な権限を有しているが、議会は、提案された予算、条例等が市民福祉の向上につながるかを市民の目線に立って審議し、監視しなければならない」とある。

したがって、瑞穂市長におかれては、議会基本条例に規定する二元代表制の趣旨をしっかり と認識し、議会が議案を慎重かつ適切に審議できるような提出方法に取り組まれるよう再度強 く要望する。

以上、決議する。

令和4年6月24日、瑞穂市議会。

〇議長(若井千尋君) これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第3号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(若井千尋君) 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は委員会付託を省略する ことに決定しました。

これより質疑を行います。

確認です。質疑に対しては個人の意見は述べることはできません。

質疑はありませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(若井千尋君) 1番 広瀬守克君。
- **〇1番(広瀬守克君)** 議席番号1番 広瀬守克でございます。

ただいま若園五朗議員のほうから発議第3号が出されましたけれども、質問でございますが、 二元代表制をめぐることについて、今の中で慎重審議がなされていないということなんですが、 いま一度どういったものが慎重審議されていないかお聞きいたしますので、よろしくお願いを 申し上げます。

- 〇議長(若井千尋君) 若園五朗君。
- ○16番(若園五朗君) 1番 広瀬守克議員の質疑に答弁させていただきます。

議会が議案に慎重かつということでございますけれども、審議されていないということですが、議会といたしましては、ここに書いてございます7行目ですね。先ほど説明しましたが、令和元年議案第50号、瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償、これはアドバイザー、小川裕幸さんを市長が提案してきました。それも会期の終わりに出されたので、そういうことを含めて、やっぱり慎重に審議するためにしっかりと会期中に初日に出していただいて、議会がしっかり審議できるようなことを求めるということでございます。

その内容については、今まで3つぐらい追加日程が会期中にございました。そういうことを 含めまして、議会としては提出議案に対して慎重審議するために、なるべく会期中の範囲内で しっかり委員会付託等をしていきたいので、しっかり時間が欲しいと、審議したいということ でございます。以上です。

○議長(若井千尋君) ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長(若井千尋君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長(若井千尋君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。

発議第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

〇議長(若井千尋君) 着席願います。

起立多数です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長(若井千尋君) 日程第9、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。 議会運営委員会から、会議規則第111条の規定によって、お手元に配付しました本会議の会 期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(若井千尋君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第10 常任委員会の閉会中の特定事件(所管事務)の調査の件

○議長(若井千尋君) 日程第10、常任委員会の閉会中の特定事件(所管事務)の調査の件を議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第111条の規定によって、お手元に配付しました特定事件(所管事務)の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(若井千尋君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の 継続調査とすることに決定しました。

日程第11 議会基本条例推進特別委員会の中間報告の件

〇議長(若井千尋君) 日程第11、議会基本条例推進特別委員会の中間報告の件を議題とします。 議会基本条例推進特別委員会から、会議規則第45条第2項の規定により、中間報告を行いと の申出がありますので、これを許可します。

議会基本条例推進特別委員長 若園五朗君。

○議会基本条例推進特別委員長(若園五朗君) 議会基本条例推進特別委員会委員長 若園五朗です。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、会議規則第45条第2項の規定により、 議会基本条例推進特別委員会の中間報告をさせていただきます。

本委員会は令和2年11月30日に設置された後、令和2年12月17日の第1回委員会から令和3年3月3日の第4回委員会を経て委員会を補完する協議等の場として、2つの部会を設置いたしました。1つは、研修・予算決算検討部会で、議員研修の充実強化を図ること及び予算決算の審議等の在り方を検討することが目的です。

2つ目は、意見交換・情報発信検討部会で、意見交換会の具体的な運営方法を検討すること 及び情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段の活用策を検討することが目的です。

その後、令和3年6月11日の第5回委員会から令和4年5月26日の第9回委員会まで、計5回の委員会を開催し、それぞれの部会で審議、協議された結果の報告や部会の進捗状況の確認等を行い、部会から提案された内容などを委員会において協議、決定をし、各事業を進めてきました。

各部会での活動については、この後2部会の部会長から報告していただきます。

- 〇議長(若井千尋君) 続きまして、研修・予算決算検討部会長 杉原克巳君。
- **〇11番(杉原克巳君)** 議会基本条例推進特別委員会 研修・予算決算検討部会会長の杉原克 巳でございます。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、会議規則第45条第2項の規定により、 議会基本条例推進特別委員会 研修・予算決算検討部会のこれまでの活動の報告をさせていた だきます。

研修・予算決算検討部会は、1つに議会基本条例第18条に規定する議員研修の充実の強化を 図ること、2つに議会基本条例第9条に規定する予算及び決算の審議等の在り方を検討すると、 この2つの目的として、令和3年3月16日に設置されました。

研修・予算決算検討部会では、議員研修は令和3年11月26日と令和4年4月25日の2回開催をし、予算決算の特別委員会設置の検討会議は令和3年4月20日、5月18日、8月12日、令和4年1月31日の計5回開催をしました。

それでは、まず議員研修について報告をさせていただきます。

第1回の議員研修会は、令和3年11月26日に瑞穂市役所穂積庁舎大会議室において、市職員の研修と合同で開催をいたしました。研修は、税理士法人TACT高井法博会計事務所の方を講師に迎え、財務書類等の基本事項について知識を習得するため、当市の財務4表について研修を受けました。

研修を終えて出た意見といたしまして、専門的な研修であったため、理解し切れない部分があり、予備知識が必要だと感じたと。また、今後も予備知識を得るような研修が必要ではないかなどと、次回の研修につながる意見が出ました。

第2回の議員研修会は、令和4年4月25日に瑞穂市役所穂積庁舎議員会議室で開催をしました。市総務部、財務情報課長に講師をお願いし、瑞穂市の財政についてというテーマで市の財政状況や決算カードの見方について学びました。

終了後に開催した部会では、他市町の人口や面積、産業などの状況が背景にあることを知る ということが重要であり、その中で瑞穂市がどのような状況下にあるか理解ができ、今後に生 かしていきたいという意見もメンバーの中から出ておりました。 次に、決算予算委員会設置についての審議等について報告をいたします。

令和3年4月20日、第1回検討会では、まず部会の目的及びこれまでの経緯を確認いたしました。また、今後の部会については、メンバーから県内他市町の状況を調査したい。先進自治体ということではなく、瑞穂市に合った予算決算委員会を探っていくべきだといった意見もメンバーから出ております。

令和3年5月18日に開催いたしました第2回検討会では、前回の検討会の意見を受け、予算 決算委員会を設置している県内各市の状況を把握するとともに、特に過去に視察している本巣 市と可児市の視察資料を部会で共有し、検討をしてまいりました。

続いて、令和3年8月12日に第3回検討会では、部会としては予算決算の特別委員会の設置 方法で意見をまとめ、今後詳細に詰めていくことといたしました。また、予算決算特別委員会 を設置している近隣市への視察も検討することを申合せいたしました。

令和4年1月31日の第4回検討会では、予算決算特別委員会の設置を前向きに捉え、今後設置に向けて協議していくことを確認いたしました。

最後に、令和4年4月25日の第5回検討会では、本巣市と下呂市を例に、委員会の構成や流れを把握し、予算決算特別委員会を設置する方向で継続して来期へ引継ぎ事項として議会基本 条例推進特別委員会での検討をお願いすることといたしました。

また、その他の協議事項といたしまして、第2回の検討会で議論がありました予算書、決算書の紙ベースでの委員への配付について、委員よりタブレットを活用すると決定されたのであればやむを得ないため、現状でよいという意見と、一方、プリントアウトするのは大変であることや、執行部だけでなく議員にも資料配付をしてほしいという意見があり、部会として予算書、決算書については紙での配付を執行部に要望する方向で合意し、議会基本条例特別委員会での承認を得ました。

以上で、議会基本条例推進特別委員会 研修・予算決算検討部会のこれまでの活動報告を終わります。令和4年6月24日。議会基本条例推進特別委員会 研修・予算決算検討部会長 杉原。以上でございます。

- 〇議長(若井千尋君) 続きまして、意見交換・情報発信検討部会長 馬渕ひろし君。
- **〇8番(馬渕ひろし君)** 議会基本条例推進特別委員会 意見交換・情報発信検討部会、部会長 の馬渕ひろしです。

ただいま、議長から発言の許可をいただきましたので、会議規則第45条第2項の規定により、 議会基本条例推進特別委員会 意見交換・情報発信検討部会のこれまでの活動を御報告させて いただきます。

意見交換・情報発信検討部会は、1. 議会基本条例第5条第7項に規定する意見交換の具体的な運営方法等を検討すること、2. 議会基本条例第19条第2項に規定する情報技術の発達を

踏まえた多様な広報手段の活用策を検討することの2つを目的として、令和3年3月16日に設置されました。

それでは、実施した会議等の順に内容をまとめて報告します。

令和3年4月13日の会議では、意見交換会について、これまでは朝日大学、巣南公民館、市民センターで市民を集め、ワークショップ形式で実施をしてきたが、市民からの大きな評価は得られていないなどの意見がありました。その結果、意見交換会の今後について、市民を集めるのではなく、出前のように各種団体に出向く形にしてはどうかなどの意見がありました。また、情報発信については、庁舎建設に併せて整備してはどうかなどの意見がありました。

その結果、情報発信の今後について、庁舎建設に併せるとかなり先になってしまう。予算の 問題であるのであれば、予算の範囲内でできる方法を検討してはどうかなどの意見がありまし た。

5月21日の会議では、意見交換会を朝日大学生とのワークショップ形式とするが、コロナ禍の状況も踏まえ、大学に意向を確認してはどうかなどの意見がありました。

また市民向け意見交換会については、各種団体も交えて、市民と意見交換を行ってはどうかなどの意見がありました。

また、情報発信については、まずは今ある設備でできること、なるべく費用をかけずにやれることからやるなどの意見がありました。

7月21日の会議では、インターネット中継システム一式を取り扱っている業者から最新の設備について説明を受け、映像配信設備について理解を深めました。その後、情報発信について、他市の映像配信の状況と市内の利用可能な設備の調査結果を踏まえ、令和3年度はタブレット端末とユーチューブを使用したテストをすることとなりました。

朝日大学との意見交換会については、コロナ等の状況を見て、次回の部会で開催を検討する こととしました。

8月20日の会議では、意見交換会について新型コロナウイルス感染症の状況が悪化している ため、残念ながら朝日大学、市民との意見交換会はどちらも中止をすることとしました。映像 配信については、テストとして令和3年3月第3回定例会の一般質問を非公開でライブ配信を 行いました。

9月16日の会議では、映像配信について、タブレット端末とユーチューブを使用したテスト 配信の内容確認を行いました。

また、映像配信用ノートパソコンやカメラ等、必要最低限の機材について、新年度の予算要求のため、事業ヒアリングシートの検討を行いました。

令和4年1月21日の会議では、意見交換会について、コロナ禍でなかなか難しいと思うが、 開催できるように検討していくべきではないかなどの意見がありました。 その結果、引き続き令和4年度の意見交換方法開催方法を検討していくこととなりました。 映像配信については、第4回定例会での映像配信の振り返りを行い、市民メールで議会映像 配信のことを発信できないかなどの意見がありました。

その結果、他市の運用状況の調査や映像配信のPR方法の検討などを行っていくこととなりました。また、新しい情報技術を活用した情報発信についても、瑞穂市議会のフェイスブックアカウントを作成してはどうかとの意見があり、議会活動の発信方法を研究していくこととなりました。

2月10日の会議では、意見交換会について、コロナ禍における意見交換会開催の検討のため、 試行的に部会で小規模各種団体を対象とした意見交換会を開催してはどうかなどの意見があっ たため、4月から5月に小規模で各種団体を対象とした意見交換会を開催することを協議して いくこととなりました。

3月22日の会議では、令和4年第1回定例会での映像配信の振り返りを行い、一部の映像が途切れたことや一部の音声が小さいなどの問題点が上げられました。映像の途切れについては、配信用機材の導入やインターネットの優先接続化で解決できる可能性があり、音声が小さいことについては、議会運営委員会を通じて発言時の声量や話すスピードの注意喚起をしてもらうこととなりました。

4月13日の会議では、意見交換会については、相手方として文化協会に決定し、5月12日に 意見交換会を議員会議室にて開催しました。

映像配信については、残念ながら半導体不足等の理由により、入札が不調になったことを確認し、今後納入可能時期を探りながら、もう一度入札を行うこととなりました。

映像配信のPR方法については、市民課来客用モニターと市民メールを令和4年第2回定例 会で利用できるよう申請を行うことに決定しました。

文化協会との意見交換会では、文化協会の役員10名に参加をいただき、アフターコロナにおける瑞穂市文化振興についてを意見交換を行いました。その後、会議を開き、文化協会との意見交換会の振り返りを行い、ワークショップ形式と対面形式の使い分けが必要などの意見がありました。その結果、今後の意見交換会について、市民の多様な意見を集約するには、従来どおりワークショップ形式の意見交換会が必要だが、各種団体との意見交換会もこれからの意見交換会の形として良好であるため、各常任委員会での開催を検討してほしいという結論になりました。

以上で、議会基本条例推進特別委員会 意見交換・情報発信検討部会のこれまでの活動報告を終わります。令和4年6月24日、議会基本条例推進特別委員会 意見交換・情報発信検討部会長 馬渕ひろしです。よろしくお願いいたします。

○議長(若井千尋君) 続きまして、議会基本条例推進特別委員長 若園五朗君。

○議会基本条例推進特別委員長(若園五朗君) 議会基本条例推進特別委員会委員長の若園五朗です。

ただいま各部会長から報告していただきましたが、研修・予算決算検討部会では、2回にわたり議員研修の開催、5回にわたる予算決算特別委員会設置についての審議、このような活動報告をしていただきました。その結果、市の財政状況等について理解を深めることができました。予算決算特別委員会を設置する方向で今後も検討する必要があるとの結論が導かれました。意見交換・情報発信検討部会では、コロナ禍における意見交換の開催検討、タブレット端末とユーチューブを使用した映像配信、映像配信に必要な機材等について予算要求するためのヒアリングシートの内容検討、このような活動報告をしていただきました。その結果、文化協会との意見交換会を実施することができました。そして、議会映像発信事業の予算化に至りました。

以上のことから、当特別委員会は一歩一歩確実に前に進んでいるのではないかと思っている ところでございます。

なお、各部会におきましては、令和4年6月をもって設置期間が満了するため、今後の部会の在り方について検討する必要があったことから、6月21日に第10回委員会を開催いたしました。各部会から提出された様々な課題を整理し、協議した結果、3つの部会の設置が必要との結論に至りました。

1つ目は、議員定数調査検討部会では、議会基本条例に規定する議員定数を調査検討することを目的とします。

2つ目は、広聴・情報発信検討部会で、議会基本条例に規定する市民の傍聴意欲を高める議 会運営、意見交換会の具体的な運営方法及び情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段の活用 についてを検討することを目的とします。

3つ目は、研修・予算決算検討部会で、議会基本条例に規定する議員研修の充実強化を図る こと及び予算決算の審議等の在り方を検討することを目的とします。

本日、若井議長に対し、3つの部会の設置について文書を提出いたしました。今後も当特別 委員会の目的である議会基本条例の目的を達成するための具体的な運用に関する調査研究を推 進し、市民の皆様に分かりやすい開かれた議会を目指していきたいと考えています。

以上で、議会基本条例推進特別委員会の中間報告を終わります。令和4年6月24日、議会基本条例推進特別委員会委員長 若園五朗です。

○議長(若井千尋君) これで議会基本条例推進特別委員会の中間報告は終わりました。

議会基本条例推進特別委員会委員長の中間報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長(若井千尋君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12 議会基本条例推進特別委員会の部会設置の件

○議長(若井千尋君) 日程第12、議会基本条例推進特別委員会の部会設置の件を議題とします。 議会基本条例推進特別委員会委員長から、会議規則第168条第2項の規定によって、お手元 に配付しましたとおり、議員定数調査検討部会の設置について、広聴・情報発信検討部会の設 置について及び研修・予算決算検討部会の設置についてが提出されました。

これから議員定数調査検討部会、広聴・情報発信検討部会及び研修・予算決算検討部会の3つの部会の設置について採決をします。

お諮りします。委員長から提出のあったとおり、3つの部会を設置することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(若井千尋君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から提出のあったとおり、議員定数調査検討部会、広聴・情報発信検討部会及び研修・予算決算検討部会の3つの部会を設置することに決定しました。

日程第13 議員派遣について

○議長(若井千尋君) 日程第13、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を会議規則第169条の規定により提出しております。内容 については4件ございます。

議会事務局長より説明させます。

久野議会事務局長。

〇議会事務局長(久野秋広君) それでは、議長に代わり4件説明します。

まず1件目は、令和4年7月13日に岐阜県市議会議長会主催による議長会議、講演会及び情報交換会が郡上市総合文化センター及びホテル積翠園で開催されるため、会議に出席する副議長を派遣するものでございます。

2件目は、令和4年7月20日、日本経営協会が開催する行政管理オンライン講座でございます。議会広報編集委員が効果的な広聴広報の進め方を学ぶため、議員4名を派遣するものでございます。

3件目は、令和4年8月7日、山県市の伊自良総合運動公園において開催される岐阜県消防操法大会へ市消防団が出場するので、消防団員の士気の高揚を図るため、副議長を派遣するものでございます。

4件目は、令和4年8月19日、県民ふれあい会館において開催される市町村議会議員セミナーでございます。市町村職員研修センターで受講決定された人数により議員を派遣するもので、地方行政を取り巻く諸課題について理解を深めていただきたいと思います。以上です。

○議長(若井千尋君) 以上の4件について、議員を派遣することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(若井千尋君) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣についてはお手元に配付の とおり派遣することに決定しました。なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願 いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(若井千尋君) 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は、 議長に一任願います。

閉会の宣告

O議長(若井千尋君) これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和4年第2回瑞穂市議会定例会を閉会します。

閉会 午後2時59分

-254-

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年6月24日

瑞穂市議会 旧議長 広瀬武雄

議 長 若 井 千 尋

旧副議長 今 木 啓一郎

副議長 松野貴志

議 員 馬 渕 ひろし

議 員 若園五朗